

第4章

計画の推進

第1節 計画の推進体制

本計画策定後は、計画の理念と基本目標、そして施策を着実に推進するため、住民との協働により、その推進を図っていかなくてはなりません。

1. 100人委員会との連携・協働

松阪市では、100人委員会が計画の策定過程において重要な役割を果たしてきました。今後もこの住民の主体的な参加の芽を摘むことなく、住民の参加による地域福祉計画の実施を図るため、継続して100人委員会が地域福祉計画の実施に参加し、評価していくことが重要です。5年間の計画実施期間中も100人委員会を開催し、毎年地域福祉計画の進捗状況の報告会を開催するなど、進行管理にも住民参加の手法を取り入れていくことを検討します。

2. 庁内関係部局との連携・協働

地域福祉計画は、福祉分野における総合計画であり、今後の松阪市の地域福祉計画の取り組みの方向性を示すものです。同時に、地域での生活が様々な生活課題を含む以上、その範囲は狭い意味での福祉に限定されるものではありません。福祉関係部局がこの計画の理念を共有することはもちろんのこと、広く関係する部局も地域福祉計画の理念を共有し、庁内が一丸となってこの計画を推進していく体制を構築していきます。

3. 社会福祉協議会との連携・協働

社会福祉協議会は、地域福祉を推進して行く最も大切な機関のひとつです。松阪市の地域福祉計画は、全市的な取り組みの方向性を示したのですが、平成20年度（2008年度）にはおおむね小学校区を単位とした地区別の「地域福祉活動計画」を社会福祉協議会と各地区の福祉会が中心となって策定していくことになっています。全市的な取り組みと小地域での取り組みがひとつになったとき、松阪市の地域福祉計画が完成するといっても過言ではありません。社会福祉協議会は、全市的に地域福祉計画の基本施策を着実に実行して行くと同時に、平成20年度（2008年度）の地域福祉活動計画の策定の中心として地域福祉を推進していきます。

4. 社会福祉法人、医療機関、NPO、ボランティア組織等との連携・協働

地域福祉は、様々な社会福祉法人、医療法人、NPO法人やボランティア組織といった様々な組織・団体によって取り組まれています。地域福祉計画の理念がこうし

た様々な民間の団体にも浸透し、一体となって松阪市の目指す地域福祉をつくり出していかなくてはなりません。地域福祉に関連するこうした組織・団体に地域福祉計画の理念や施策を理解してもらい、協働していくことが大切になります。

5. 住民協議会、地区福祉会との連携・協働

住民協議会の福祉担当部会と地区福祉会活動は、活動内容や構成メンバーに大きな差があるわけではありません。住民協議会がすべての小学校区単位で結成されているわけではないことを踏まえ、地域福祉計画では継続して地区福祉会をその基本的な活動単位として支援していきますが、住民協議会が設立されている場合には、その福祉部会と密接な連携をとりながら地域福祉計画を推進していきます。

また、平成 20 年度（2008 年度）に策定する「松阪市地域福祉活動計画」では、こうした地区福祉会及び住民協議会の単位で、住民の行動計画を策定します。

6. 地域福祉推進拠点の整備（仮称 松阪市保健・医療・福祉総合センター）

地域社会において福祉サービスを総合的・効果的に提供していくためには、住民参加のもとで、住民の日常生活から掘り起こされる生活課題を解決していくための住民組織・団体・個人・行政の役割分担の明確化、人材・組織・既存施設・地域固有の文化などの社会資源の有効活用が求められます。より多くの住民参加のもとで多様な視点から各分野を総合化する「地域福祉計画」を推進していく活動拠点及びそのセンター機能を有する拠点整備を図ります。

市民意識の変化やニーズの多様化に即応するため、保健・医療・福祉の施策の充実や地域社会の活性化等の推進が求められています。このような時代の流れを踏まえて、市民だれもが健康で生きがいを持ち、生涯を安心して暮らすことができる社会の実現のために、幅広い保健福祉サービスの提供、地域福祉活動の推進、すべての人の交流・連携による活力の創生機能等を備えた保健・医療・福祉の複合的拠点施設を整備することが重要な課題です。

第2節 計画の普及・啓発

本計画の内容については、ダイジェスト版、広報、ホームページなどを通じて公表し、周知を図っていきます。また、100 人委員会の取り組みを広く住民に周知し、その輪を広げていくと共に、住民もまた普及・啓発に積極的に参加しましょう。